

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	府税の賦課徴収関係事務に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、府税の賦課徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得るということを認識し、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大阪府が情報セキュリティを確保するために遵守すべき基本的事項を定めた「情報セキュリティに関する基本要綱」に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を講じている。

評価実施機関名

大阪府知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和2年5月28日

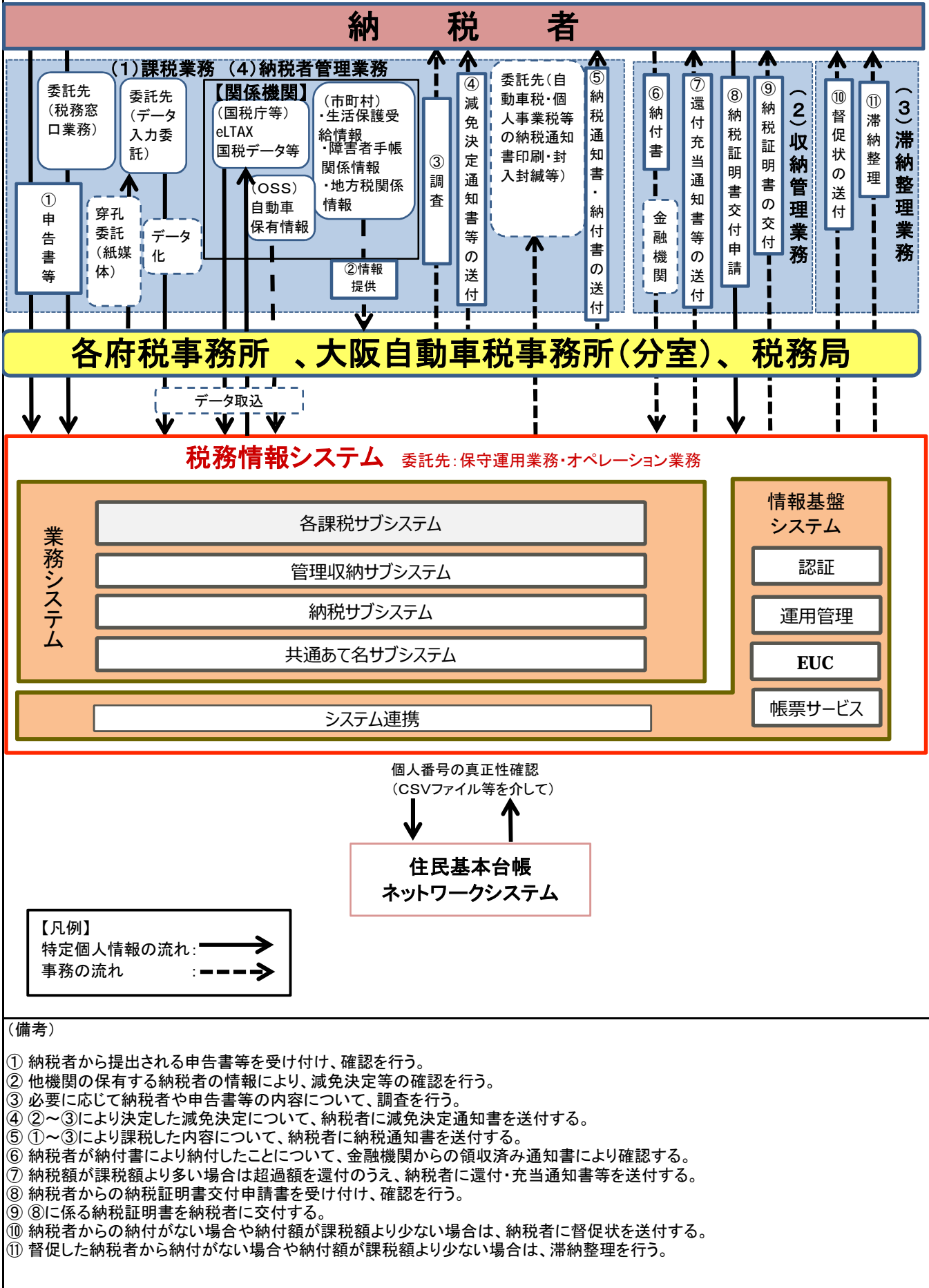
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム2									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバ部分の機能について記載)								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 自都道府県知事部局及び他の執行機関が全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム3									
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)								
②システムの機能	<p>国税連携システムでは、所得税確定申告書等に係るデータ(以下、「国税連携データ」という)が、国税庁から地方税ポータルセンタを通じ、総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、各地方公共団体へ送信される。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して、受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、データ連携、団体間回送などを行うことができる。</p> <p>1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)連携機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)連携機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 団体間回送機能(地方団体から他の地方団体に所得税申告書等データを回送する。)</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
税務情報システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書等の税務関係書類の記載事項に個人番号が含まれており、受理した申告書に記載された個人番号を含む特定個人情報を税務情報システムに保有する必要があるため。 ・個人番号を利活用することで、正確かつ効率的に個人を特定し、公平・公正な賦課徴収事務を行うため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・唯一無二性を有する個人番号を利用することで、個人の特定(納税者情報の名寄せ)の正確性が向上し、事務が効率化されるとともに、府税の公平・公正な賦課徴収の実現が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府財務部税務局
②所属長の役職名	税務局長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務情報システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正で効率的な賦課徴収事務を行うため、上記対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は、納税者を正確に特定するために保有する。 ・4情報及び連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 ・国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報は、入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 ・障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	大阪府財務部税務局、各府税事務所、大阪自動車税事務所、大阪自動車税事務所各分室

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（総務部市町村課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁（税務署）、地方公共団体情報システム機構） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他の都道府県及び市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ <input type="checkbox"/> その他（
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム）
③入手の時期・頻度	<p>○定期的に入手する事務（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第72条の59第1項に基づき、個人事業税の賦課を行うため、税務署（国税庁）から国税連携システムを経由して、データ連携処理により税務システムへ所得税確定申告書の情報を毎月1～4回程度入手している。 <p>○個別対応する事務（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者等からの申告受付時に、その都度特定個人情報を入手する。 ・納税者情報の真正性を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて入手する本人確認情報と税務情報システムの納税者情報を突合させる。
④入手に係る妥当性	<p>○定期的に入手する事務（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを通じた所得税申告書情報の入手については、地方税法第72条の59第1項において、道府県知事が国税当局より必要な情報の提供を受けることができる旨が規定されている。 <p>○個別対応する事務（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者からの申告については、本人等からの紙媒体による申告を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・返戻となった納税通知書等について、納税義務者の現住所等を把握するため、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を取得する。その他必要に応じ、税務情報システムに保存してある納税者情報を正しく更新することで、適正な賦課徴収を行う。

委託事項2		税務情報システムオペレーション業務
①委託内容		税務情報システムの運用に伴う各種処理の実行、帳票等の印刷、データの保存等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	府税の公正・公平な賦課徴収を目的として、特定個人情報を保有する税務情報システムのオペレーション業務を適正に行うため、システムオペレーションの実績を有する委託先においては、当該特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (税務情報ネットワーク)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果を本府公報及びホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		税務窓口等業務(府税事務所)
①委託内容		申告書等の受付及び記載内容の定型的な審査、申告書のデータ作成、納税証明書の作成等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	申告書等の受付や記載内容の定型的な審査、データ作成等の窓口業務等を委託しており、府税の公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (税務情報ネットワーク)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果を本府公報及びホームページにて公表している。
⑥委託先名		アデコ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととしているが、契約書において、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとしている。
	⑨再委託事項	納税証明書発行手数料として徴収した現金についての入金機を用いた現金管理業務、窓口で必要となる釣銭についての釣銭作成配送サービス業務、入金機で一時保管された現金について、府が指定する銀行口座への入金業務。

委託事項4		府税コールセンター等業務
①委託内容		自動車税に係る制度や各種手続きなどに対する回答業務や電話による自主納付の呼びかけ業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税者
	その妥当性	自動車税に係る照会に対する回答や府税の自主納付の呼びかけを実施するにあたり、必要な範囲の特定個人情報を、委託先で取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (税務情報ネットワーク)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果を本府公報及びホームページにて公表している。
⑥委託先名		りらいあコミュニケーションズ(株)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととしているが、契約書において、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとしている。
	⑨再委託事項	—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務情報システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申告等による入手 本人（または代理人）が提出する申告書等は、地方税法等に基づき、対象者本人の情報を記載して提出するものであり、基本的に当該申告書等から対象者本人以外の情報を入手することはできない。さらに、本人（または代理人）から申告書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、対象者本人以外の情報が記載されていないか確認を行う。</p> <p>②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する際は、申告書に記載されている住所地から回付すべき団体が特定されるので、対象者以外の情報を入手することはない。なお、国税連携システムによりeLTAx地方税ポータルセンタから送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。</p> <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、システム操作者は、本人確認情報を利用事務以外に利用してはならないことを定めており、本人確認情報の利用にあたっては事前に利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けることを義務付けている。また、システム管理者（市町村課長）が月に1回程度業務アクセスログを確認し、対象者以外の本人確認情報を不正に入手していないか点検する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申告等による入手 本人（または代理人）が提出する申告書等は、法令に規定された様式であることから、基本的に必要な情報以外の情報を入手することはできない。さらに、本人（または代理人）から申告書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、不必要な情報が記載されていないか確認を行う。</p> <p>②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する際は、必要とする情報を特定した照会方法をとることによって必要な情報以外の情報を入手しないこととする。なお、国税連携システムにより地方税ポータルセンタから送信される情報は、国税連携に係るインターフェース仕様（レコードレイアウト等）に基づき国税庁等からデータ送信されるため、必要な情報以外は入手することができない。</p> <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 法令により規定されている情報のみを入手できることが、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保されている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申告等による入手 法令の規定に基づいて、本人または代理人から申告書の提出を受ける。</p> <p>②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する際は、事務マニュアル等により情報の照会方法（照会文書の様式等）を定めることで、不適切な方法での入手が行われないようにする。 なお、国税連携システムによる国税連携データの入手については地方税ポータルセンタからの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。</p> <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 本人確認情報の入手元を総務部市町村課（大阪府サーバ）、地方公共団体情報システム機構（全国サーバ）に限定することを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。また、大阪府本人確認情報利用事務実施要領に基づき、システム管理者（市町村課長）が予め許可及び届出を受理した事務において、照合ID、照合情報（生体認証）を登録した者のみがシステム操作者として、本人確認情報を照会できることとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申告等による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認するなどの方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第6条等の規定に基づき、委任状や戸籍謄本等の提示を受けて代理権を確認するとともに、代理人の個人番号カード、身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認するなどの方法により行う。 <p>②国税庁、他自治体からの入手</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本府が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手</p> <p>入手した本人確認情報は、住民の異動情報の届出等を受け付ける府内市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認が行われたものであることが担保された情報である。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申告等による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第3条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード等の提示を受けて確認するほか、税務情報システム等で保有する情報を確認するなどの方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第9条等の規定に基づき、本人の個人番号カード(またはその写し)等の提示を受けて確認するほか、税務情報システム等で保有する情報を確認するなどの方法により行う。 <p>②国税庁、他自治体からの入手</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本府が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムでは、府内市町村が真正性を確認した情報府内市町村CS(コミュニケーションサーバ)を通じて入手しており、個人番号の真正性を住民基本台帳ネットワークシステム上で担保している。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手</p> <p>地方税法等に基づいて本府に提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。なお、税務情報システムでは、申告書等に記載された情報を保有するが、対象者から申告等がある都度、保有する情報(個人番号・4情報等)を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、住基ネットによる確認や対象者への聞き取り等を行い、適宜修正することで、情報の正確性を確保する。</p> <p>②国税庁、他自治体からの入手</p> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。なお、国税連携システムにより入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正された情報が国税庁から送信される。</p> <p>③住民基本ネットワークシステムからの入手</p> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手 府税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、府税事務所等に送付する旨を、ホームページ等にて周知、広報を行う。</p> <p>②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する場合は收受時に受付印の押印や受領記録を残すとともに、府税において入手すべき情報であるかを確認する。なお、国税連携システムによる入手の場合は、国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタから本府までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。</p> <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 ・通信においては、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止している。住民基本台帳ネットワークシステム業務端末において照合ID、照合情報(生体認証)による認証を行う。また、税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき本人確認情報を照会する場合は、利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けること及び業務端末管理者に対し、本人確認事務の内容、件数等を記載した業務端末利用記録簿を提出することを義務付け、本人確認情報を検索した件数等の結果を、調査業務終了時に決裁者に報告することとしている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票については、同要領に基づき、プリンタから速やかに回収することとし、プリンタについては、出力された帳票を第三者に盗取されないような場所に設置することとしている。また、帳票は、施錠可能な保管庫にて保管するなど利用事務に携わる者以外が当該帳票を取り出したり、見たりすることができないよう適切な管理を行うこととし、特別な理由がない限り、複製、複写、書き写し等を禁止している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	—
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>・税務情報システムについては、税務に関係のない情報を保有しない。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムについては、その他の庁内の業務システムとは接続しない。</p> <p>・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスできるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。</p> <p>・業務端末から税業務とは関係のない庁内・庁外他システムに直接アクセスできないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務情報システムのユーザIDは、税業務従事者(職員及び委託業務従事者)のみに発行する。 ・税務情報ネットワークに接続する端末は、二要素認証(ID及びパスワードによる認証並びに生体認証)を実施する。業務端末においては、税業務に従事する所属及び委託先のみ、ログイン可能となっている。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけに、アクセスすることができるよう制御している。 ・ユーザIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムについては、担当室課の長が指定する操作者に対し、システム管理者(市町村課長)が照合ID、照合情報(生体認証)を登録し、操作権限を付与することでユーザを管理している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員については、定期異動時に人事課から入手する異動情報から、税務システムにログイン可能な職員情報(所属情報等から選別)をシステムで取り込むことによりユーザIDを一括更新している。また、定期異動以外の異動が発生した場合は、システム管理者によりユーザ情報を登録又は更新する。 ・委託業務従事者については、着任又は離任の際に、委託担当者(職員)により税務情報システムのユーザ情報を登録又は更新する。 ・業務端末のユーザIDは、職員については人事情報と連動して更新される。税所属から転出する場合は、自動的に生体認証情報が削除される。委託業務従事者については、離任時にIDを削除する。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録された住民基本台帳ネットワークシステム操作者の異動や退職等が発生した際は、大阪府本人確認情報利用事務実施要領において、担当室課の長がアクセス権限の返却、発効申請等を行い、管理簿により管理することとしている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのアクセス権限は職務に応じて割り当て、アクセス権限毎にメニュー表示内容や操作権限を設定している。 ・システムのユーザ情報はオンライン画面にてシステム管理者、委託担当者(職員)、運用管理担当者により常時確認及び更新可能とすることで、当該管理の適正性についてチェックしている。 ・業務端末のユーザIDは、職員については人事情報と連動して管理されており、更新及び失効が漏れなく実施されている。委託業務従事者については、従事者名簿と突合することで、IDの棚卸を実施している。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの操作者を記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)> ・税務情報システムにおける特定個人情報への操作ログ(ユーザID、アクセス日時、アクセス内容、出力内容等)を記録し7年間保存する。 <住民基本台帳ネットワークシステム> ・システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)をシステム上で記録する。 ・税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき本人確認情報を照会する場合は、利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けること及び業務端末管理者に対し、本人確認事務の内容、件数等を記載した業務端末使用簿利用記録簿を提出することを義務付け、本人確認情報を検索した件数等の結果を、調査業務終了時に決裁者に報告することとしている。</p>	
その他の措置の内容	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)> 税務情報システム端末においては、離席等一定の時間無操作通信状態が続くとスクリーンセーバーの起動とロック状態となるよう設定している。また、税務情報システムのオンライン画面においては、一定の時間無操作状態が続くとセッションタイムアウト状態となるよう設定している。さらに、離席時はディスプレイを閉じるということを職員に周知徹底している。 <住民基本台帳ネットワークシステム> ・住民基本台帳ネットワークシステム業務端末においては、税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領によりスクリーンセーバーの起動までの時間を5分以内に設定することにより、長時間にわたり本人確認情報をディスプレイ上に表示したままの状態にならないよう設定し、業務端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置することとしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)> ・業務外利用の禁止等の個人情報保護に係る研修を年1度開催し、業務外利用の禁止等を徹底する。 <住民基本台帳ネットワークシステム> ・不正な操作が無いことについて、市町村課が業務アクセスログにより月に1回程度確認する。 ・操作者登録時に市町村課が研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導を受ける。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・税務情報ネットワークに接続する端末においては、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等の利用を制限している。 ・税務情報ネットワークは、インターネットへの接続を遮断しており、外部へのデータアップロード及び外部からのデータダウンロードを制限している。 ・税務情報システムにおいて、特定個人情報ファイルを参照・更新等する際の操作ログを取得している。 ・受託業者に対しては、委託契約書において個人情報の取扱いについて明記し、府の承諾なしに複製または複製をすることを禁止している。 ・システム運用受託者の業務エリアでは、予め定められた本番アクセス用端末以外は本番環境に接続できないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。 ・システム運用及び開発業務については、原則管理区域内での作業とし、開発業務等で止むを得ず管理区域外で作業する際であっても、特定個人情報ファイルを含む本番データの複製の持ち出しは禁止している。 ・管理区域内においてシステム運用及び開発業務で用いる端末は、業務に用いなくなったときは、復元不可能な手段で全データを消去することとしている。 ・バックアップした媒体は、施錠保管している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者の選定を行う際は、作業責任者の届出や作業従事者への個人情報保護に関する教育の実施といった委託業者における個人情報適正管理体制等を確認し、特定個人情報の保護を適切に行なうことができるかどうか確認する。なお、契約に当たっては、契約書中に個人情報取扱特記事項を記載し、適正に特定個人情報が取り扱われるようにする。 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から業務従事者の名簿を提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。 ・閲覧、更新権限を持つものを必要最小限に設定する。 ・閲覧、更新の履歴を残し、不正な使用がないことを確認する。 ・閲覧にはID、PWの設定を必要としている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、電子記録媒体授受の取扱い記録等を残し、7年間保存する。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱特記事項により、目的外利用及び提供の禁止項目を設け、発注者の承諾なしに第三者に提供することを禁止している。 ・随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行う。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 ・委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項において、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させ、随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行う。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項により、以下①～②のとおり規定し、随時の職員による調査及び業者からの報告により確認している。 ①委託業者が、委託事務を処理するために府から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、府が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ②委託業者が、契約の事務に関して知り得た特定個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 また、廃棄方法(溶解など)、日時、立会人等の要件を記載した報告書の提出を委託業者に求めることで、廃棄の記録を残すこととしている。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>・個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措施の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定めている。</p> <p>・委託先に対して、実地監査、調査等が行うことができる規定を定めている。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>契約書において、委託先(受注者)は、委託元に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする、との条件を付している。</p> <p>また、契約書において、業務の一部再委託を認める場合、委託先(受注者)に対して以下の条件を付している。</p> <p>①再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>②委託先(受注者)は、再委託先に対して、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	番号法第19条第9号、同施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を電子記録媒体等に記録して、7年間保管する。	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・提供・移転の際には、政令で定める安全な措置（番号法第19条第9号、同法施行令第22条及び同法施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・番号法第19条第9号、同施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を電子記録媒体等に記録して、7年間保管する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を提供・移転する場合には、政令で定める安全な措置（番号法第19条第9号、同法施行令第22条及び同法施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・府税にかかる情報を他自治体等に提供する際には、担当職員が提供の相手方及び提供にかかる特定個人情報の内容を確認し、担当職員以外の職員が再度確認を行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務情報システムのサーバ機器等は庁舎内のマシン室に設置し、入退室をICカード認証により厳重に管理している。入退室用ICカードは、システム運用業務従事者に発行している。 ・システム運用業務従事者以外の者が、マシン室等管理区域へ入退室をする際は、入退室管理簿に所属、氏名、入退室時刻等の記載を求めるとともに、データの漏えい防止のために、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持込みがないかを確認する。 ・災害によるデータの破損及び消失を防ぐために、システム及び業務データは、定期的に外部記憶媒体にバックアップデータを保存し、これを施錠されたケースに入れて、遠隔地に搬送し保管している。 ・火災によるデータの消失を防ぐため、マシン室にN2ガス消火設備を完備している。 ・地震によるデータの破損及び消失を防ぐため、耐震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置している。また、サーバラックは免震装置の上に設置している。 ・業務端末の盗難を防ぐため、業務端末を利用しないときは、キャビネットに施錠保管し、施錠保管が困難である場合は、セキュリティワイヤーにより机等に固定する。 ・電子記録媒体を廃棄する際は、復元不可能な手段を採用する。 ・廃棄、消去した際は、廃棄記録を残し、業者に委託した場合は、証明書により確認する。 <p><紙媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 ・保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受ける。溶解処理に際しては職員が立ち会う。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信サーバはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとし、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持込みがないかを確認する。 ・地方税共同機構が定めた手順によって削除・廃棄を行い、記録の保存を行う。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <p>税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票は、課税資料、滞納整理ファイル等に一件書類として綴じ、施錠可能な保管庫にて保管するなど利用事務に携わる者以外の者が当該帳票を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行っている。 ・帳票(複製、複写、書き写し等をしたものを含む。)については、シュレッダーで裁断、または溶解する等により帳票の内容が識別できないようにして消去し、廃棄することとしている。 ・情報を記録した磁気ディスクについては、ラベルを貼る等他の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫にて保管している。 ・磁気ディスクを廃棄する場合には、物理的粉砕によって行っている。 ・廃棄・消去した際は廃棄記録を残す。

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><税務情報システムにおける措置(国税連携システム含む)> ・ウイルスの感染又はマルウェアの活動を防止するために、端末及びサーバにウイルス対策ソフトを導入している。 ・税務情報ネットワークは、インターネットへの接続を遮断しており、外部へのデータアップロード及び外部からのデータダウンロードを制限している。これにより外部からの不正アクセスを防止している。 ・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ・業務端末から税業務とは関係のない庁内・庁外の他システムに直接アクセスできないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。 ・端末及びサーバに導入されたソフトウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・税務情報ネットワークに接続する端末においては、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等の利用を制限している。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム> ・税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、業務上必要のない本人確認情報を検索・抽出し、ディスプレイ上に表示しない等の対策を取っている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> <p>その内容</p> <p>再発防止策の内容</p>	<p>[発生あり]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p> <p>①講座終了後に、参加予定者一覧表を紛失した。講座の委託業者が誤って受講者に書類と共に参加予定者一覧表を渡してしまったことが判明し、受講者から回収した。(219名分) ②倉庫に保管していた職員の個人情報を含む書類を委託業者が誤って廃棄した。(17903名分) ③ホームページに掲載したエクセルデータに個人情報が記載されたシートが添付されていた。閲覧者からの指摘による判明後、直ちに当該エクセルデータを削除した。(329名分) ④電子メールを送信する際、「BCC」欄にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し、メールアドレスが互いに見える状態で送信してしまった。(192名分) ※府税の賦課徴収関係事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。</p> <p>①持ち出した個人情報は、ファイルに綴じ込む等他の書類と紛れないよう徹底した。 ②委託業者が入室可能な倉庫に、府の書類を置かないよう管理した。 ③ホームページにデータを掲載する際は、新しいファイルに添付する等した上で、複数の職員で確認した。 ④安心一斉送信システムを活用するとともに、送信前に別の職員によるチェックを徹底した。</p>
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>死者の個人番号は、生存者の個人番号と分けて管理しないため、生存者の個人番号と同様の方法により安全管理措置を行う。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<税務情報システムにおける措置(国税連携システムにより入手した情報を含む)> 税務情報システムにおける宛名情報は随時最新の情報に更新する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、職員がシュレッダーによる裁断、あるいは外部委託業者が焼却又は溶解処理を行う。なお、焼却又は溶解処理による場合は、職員が立ち会う。外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等復元及び判読が不可能となる方法により消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、復元不可能な手段を採用する。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><税務情報システムにおける措置> 評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回担当部署内でチェック表を用いて自己点検を実施する。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、担当部署において自己評価を実施している。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、システムの利用に関し、セキュリティ点検記録簿等を備え付け、定められた点検項目に関して、適切に住民基本台帳ネットワークシステムが利用されていることを、利用者が確認することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づき、特定個人情報の管理状況について、個人情報取扱事務総括者が定期的に監査を実施しつつ、必要に応じて随時に実施する。 ・情報セキュリティに関する基本要綱に基づき、セキュリティポリシーの遵守状況について、評価の実施を担当する文書とは異なる部署が、必要に応じて随時に監査を行う。 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領において、システム管理者(市町村課長)は、必要に応じて、住基ネットを利用する所属において実施した不要な検索の有無の確認その他の情報セキュリティに関する点検の内容を検査するものとしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><大阪府における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を毎年受講させている。受講者は未受講者に研修内容を伝達することとしている。 ②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となる。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 地方税共同機構が実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> 操作者登録の際に、登録に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修内容の確認テストに合格した者を登録している。</p>
3. その他のリスク対策	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本府ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。写しの交付を希望する場合は、実費相当額を負担。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	府税の徴収事務、個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、軽油引取税の課税事務、府たばこ税の課税事務、鉱区税の課税事務、自動車税の課税事務、府税の収納・還付及び納税証明事務、ゴルフ場利用税の課税事務、府民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税事務、宿泊税の課税事務
公表場所	大阪府庁本館5階 公文書総合センター(府政情報センター)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部税務局税政課税務企画グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9119
②対応方法	・問合せの受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和元年12月20日から31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	自己点検は半年に1回にすべき。 【回答】 大阪府では定期的な自己点検として、特定個人情報保護評価書の記載内容どおりの運用がされているかについて、年1回チェックを実施しているところですが、今後も必要に応じ自己点検を行い、特定個人情報を適正に取扱ってまいります。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	大阪府個人情報保護審議会に諮問する。
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、システム操作者は、本人確認情報を利用事務以外に利用してはならないことを定めており、本人確認情報の利用にあたっては事前に利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けることを義務付けている。また、システム管理者(市町村課長)から月に1回程度送付される業務アクセスログを毎月確認し、対象者以外の本人確認情報を不正に入手していないか点検する。	③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、システム操作者は、本人確認情報を利用事務以外に利用してはならないことを定めており、本人確認情報の利用にあたっては事前に利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けることを義務付けている。また、システム管理者(市町村課長)が月に1回程度業務アクセスログを確認し、対象者以外の本人確認情報を不正に入手していないか点検する。	事後	重要な変更にあたらない。 リスクを明らかに軽減させる変更であるため。
平成27年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<住民基本台帳ネットワークシステム> ・不正な操作が無いことについて、市町村課から配布される業務アクセスログにより月に1回程度確認する。 ・操作者登録時に市町村課が研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導を受ける。	<住民基本台帳ネットワークシステム> ・不正な操作が無いことについて、市町村課が業務アクセスログにより月に1回程度確認する。 ・操作者登録時に市町村課が研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導を受ける。		重要な変更にあたらない。 リスクを明らかに軽減させる変更であるため。
平成30年8月22日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務局長 加藤 信二	—	事後	重要な変更にあたらないため (様式の改正による)
平成30年8月22日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	—	税務局長	事後	重要な変更にあたらないため (様式の改正による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月22日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	事後	重要な変更にあたらないため(執務室の移転による)
平成30年8月22日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報保護ファイル簿の公表 公表場所	大阪府庁本館1階 公文書総合センター(府政情報センター)	大阪府庁本館5階 公文書総合センター(府政情報センター)	事後	重要な変更にあたらないため(執務室の移転による)
令和2年5月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書を送付するとともに、納税者が納付した税金を府の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。	納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書を送付するとともに、納税者が納付した税金を府の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)し、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 宛名システム <input type="checkbox"/> その他(国税連携システム、OSSシステム)	<input type="checkbox"/> 宛名システム <input type="checkbox"/> その他(国税連携システム、OSSシステム、電子申告システム、催告システム)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2、3、6	団体内統合宛名システム、地方公共団体情報連携中間サーバーシステム、自動車保有手続きのワンストップサービスシステム	削除し、住民基本台帳ネットワークシステムをシステム2に、国税連携システムをシステム3に繰り上げ	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、各市町村の住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークとの橋渡し役を担うコンピュータ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構が全国の本人確認情報を保持するサーバ(全国サーバ)に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 都道府県の執行機関への情報提供: 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示: (変更なし)</p> <p>4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会: 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索: 代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 (変更なし)</p> <p>4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 自都道府県知事部局及び他の執行機関が全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合(追加) 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	「申告書等の税務関係書類の記載事項に個人番号が追加されることに伴い」	「申告書等の税務関係書類の記載事項に個人番号が含まれており」	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ② 実現が期待されるメリット	・府が他の地方自治体等と情報提供ネットワークによる情報連携を行なうことで、納税者の方が府税の減免申請等をする際に、添付書類を省略することができるなど納税者負担の軽減が期待される。	削除	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	重要な変更
令和2年5月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び同法別表第二の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第21条	削除	事前	重要な変更
令和2年5月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムによる情報連携に関連する部分 ・委託先(自動車税申告書受付等) ・(OSS)自動車保有情報から税務情報システム ・②情報提供から出る矢印 ・個人番号の真正性確認 ・国税庁 ・国税庁データ ・国税データと税務情報システムの矢印 	<ul style="list-style-type: none"> ・削除 ・委託先(税務窓口業務) ・実線から点線へ変更 ・実線から点線へ変更 ・個人番号の真正性確認(CSVファイル等を介して) ・国税庁等 ・国税データ等 ・双方向に変更 	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な項目	・[○]生活保護・社会福祉関係情報	・[]生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・対象者 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。	・納税者 ・削除	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	全記録項目数 8,922項目	全記録項目数 9,850項目	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	福祉部	削除	事前	重要な変更
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(変更) 番号法19条8号	(変更) 番号法第19条9号 (追記) ・府税に関するホームページにおいて、マイナンバー制度や府税の各種手続きにおいて個人番号を記載する書類について掲載している。	事後	重要な変更ではないため(法令改正への対応・実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	1,000人以上	500人以上1,000人未満	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・上記①～③に係る④の宛名管理に関する事務 納税者及び課税調査対象者の確定等を行うため、当該システムにおける宛名情報と、庁内他部局又は、国、他の都道府県及び市町村等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手した関係情報との突合を行う。	削除	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	4件	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③ 委託先における取扱者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧ 再委託の許諾方法	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾することとしている。	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、主要でない部分の業務について、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない旨を契約書において定めている。再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾することとしている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、2、3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]: その他(庁内LAN)	[O]: その他(税務情報ネットワーク)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ① 委託内容	申告書等の受付及び記載内容の定型的な審査、申告書のデータ作成等	申告書等の受付及び記載内容の定型的な審査、申告書のデータ作成、納税証明書の作成等	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	納税者	納税者及び課税調査対象者	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑧再委託の許諾方法	—	原則として再委託は行わないこととしているが、契約書において、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとしている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑨再委託事項	—	納税証明書発行手数料として徴収した現金についての入金機を用いた現金管理業務、窓口で必要となる釣銭についての釣銭作成配送サービス業務、入金機で一時保管された現金について、府が指定する銀行口座への入金業務。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4、6、7、8	委託事項4:自動車取得税・自動車税申告書受付業務(大阪自動車税事務所) 全項目 委託事項6:申告データ作成業務 全項目 委託事項7:地方税ポータルシステム(eLTAX)の運営管理 全項目 委託事項8:OSSシステム(自動車保有関係手続きのワンストップサービス)の運用・保守等業務 全項目	削除し、委託事項5(府税コールセンター等業務)を委託事項4に繰り上げ	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととしているが、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとする。	原則として再委託は行わないこととしているが、契約書において、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとしている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]:その他(庁内LAN)	[O]:その他(税務情報ネットワーク)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥ 委託先名	エヌ・ティ・ティマーケティングアクト(株)	りらいあコミュニケーションズ(株)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾することとしている。	原則として再委託は行わないこととしているが、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとする。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑨再委託事項	コールセンターで使用するパソコン保守業務・パソコン修理業務	—	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法施行令第22条	番号法第19条第9号、番号法施行令第21条	事後	法令改正への対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	府税の課税情報及び滞納者情報	府税の課税情報	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提供方法	[O]その他(LGWAN経由による地方税ポータルセンタ)	[O]その他(国税連携システム)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	市長村	市町村	事後	重要な変更ではないため(文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>< 税務情報システムにおける措置 > 税務情報システムは庁舎内のマシンルーム及びデータセンタに設置し、施設への入館及びサーバー室への入退室をICカード認証により厳重に管理することとしている。 ・システムへのアクセスには個人を特定できるID及びパスワードによる操作者認証が必要であり、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入するなど、高度なセキュリティ対策を行っている。 ・システム及びデータは、定期的に外部媒体にバックアップを作成し、これを遠隔地に保管している。</p> <p>< 紙媒体における措置 > ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。</p>	<p>< 税務情報システムにおける措置 > ・税務情報システムのサーバー機器等は庁舎内のマシン室に設置し、入退室をICカード認証により厳重に管理している。入退室用ICカードは、システム運用業務従事者に発行している。 ・システム運用業務従事者以外の者が、マシン室等管理区域へ入退室をする際は、入退室管理簿に所属、氏名、入退室時刻等の記載を求めるとともに、データの漏えい防止のために、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持込みがないかを確認する。 ・利用者がシステムへアクセスする際は、個人を特定できるID及びパスワードにより認証を行う。 ・システムを利用する端末機については、二要素認証 (ID及びパスワードによる認証並びに生体認証) を行う。 ・システム及び業務データは、定期的に外部記憶媒体にバックアップデータを保存し、これを施錠されたケースに入れて、遠隔地に搬送し保管している。</p> <p>< 紙媒体における措置 > ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><国税連携システム側></p> <ul style="list-style-type: none"> 受信サーバはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとしている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 団体内統合宛名システムはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとしている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票、及び住民基本台帳ネットワークシステムにより一括提供された本人確認報データについては、税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、施錠可能な保管庫にて保管するなど利用事務に携わる者以外の者が当該帳票を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行うこととしている。一括提供にかかる本人確認情報を記録した磁気ディスクについては、ラベルを貼る等他の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫にて保管することとしている。 	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 受信サーバはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理し、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持ち込みがないかを確認する。 利用者がシステムへアクセスする際は、個人を特定できるID及びパスワードにより認証を行う。 システムを利用する端末機については、二要素認証(ID及びパスワードによる認証並びに生体認証)を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>削除</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者が業務端末でシステムにアクセスする際は、静脈認証及び推測不可能なパスワードにより認証を行う。 住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票、及び住民基本台帳ネットワークシステムにより一括提供された本人確認報データについては、税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、施錠可能な保管庫にて保管するなど利用事務に携わる者以外の者が当該帳票を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行うこととしている。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>< 税務情報システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を経過した特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。 ・「ディスク交換やハード更改等の際は、税務情報システム専用サーバーの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p>< 紙媒体における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による裁断溶解処理を行う。 <p>< 国税連携システム側 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおいては、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本府の権限がある職員が消去する。 	<p>< 税務情報システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を経過した特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。 ・ディスク交換やサーバ更改等の際は、保存された情報が復元できないよう、電子記録媒体を廃棄する際は、復元不可能な手段を採用する。 ・廃棄、消去した際は、廃棄記録を残し、業者に委託した場合は、証明書により確認する。 <p>< 紙媒体における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受ける。溶解処理に際しては職員が立ち会う。 <p>< 国税連携システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおいては、地方税共同機構が定めた手順により、本府の権限がある職員が消去する。 ・廃棄、消去した際は、廃棄記録を残す。 	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を経過した特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。 ・個人番号の削除・廃棄はその記録を保存する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><住民基本台帳ネットワークにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、帳票(複製、複写、書き写し等をしたものを含む。)については、シュレッダーで裁断、または溶解する等により帳票の内容が識別できないようにして消去し、廃棄することとしている。また、一括提供にかかる情報を記録した磁気ディスクについては、物理的粉砕によって消去し、廃棄することとしている。 	<p><団体内統合宛名システムにおける措置><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>削除</p> <p><住民基本台帳ネットワークにおける措置></p> <p>税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票(複製、複写、書き写し等をしたものを含む。)については、シュレッダーで裁断、または溶解する等により帳票の内容が識別できないようにして消去し、廃棄することとしている。 ・磁気ディスクを廃棄する場合には、物理的粉砕によって行っている。 ・廃棄・消去した際は廃棄記録を残す。 	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>② 国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手</p> <p>他の機関及び庁内連携により入手する際は、対象者以外の情報を入手しないこととする。なお、国税連携システムによりeLTAX地方税ポータルセンタから送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。</p>	<p>② 国税庁、他自治体からの入手</p> <p>他の機関より入手する際は、申告書に記載されている住所地から回付すべき団体が特定されるので、対象者以外の情報を入手することはない。なお、国税連携システムによりeLTAX地方税ポータルセンタから送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 他の機関及び庁内連携により入手する際は、必要な情報以外の情報を入手しないこととする。なお、国税連携システムにより地方税ポータルセンタから送信される情報は、国税連携に係るインターフェース仕様（レコードレイアウト等）に基づき国税庁等からデータ送信されるため、必要な情報以外は入手することができない。	②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する際は、必要とする情報を特定した照会方法をとることによって必要な情報以外の情報を入手しないこととする。なお、国税連携システムにより地方税ポータルセンタから送信される情報は、国税連携に係るインターフェース仕様（レコードレイアウト等）に基づき国税庁等からデータ送信されるため、必要な情報以外は入手することができない。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク2不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 他の機関及び庁内連携により入手する際は、事務マニュアル等により情報の照会方法（照会文書の様式等）を定めることで、不適切な方法での入手が行われないようにする。なお、国税連携システムによる国税連携データの入手については地方税ポータルセンタからの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。	②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する際は、事務マニュアル等により情報の照会方法（照会文書の様式等）を定めることで、不適切な方法での入手が行われないようにする。なお、国税連携システムによる国税連携データの入手については地方税ポータルセンタからの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手	②国税庁、他自治体からの入手	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3入手した特定個人情報が入り不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 住民基本台帳システム	②国税庁、他自治体からの入手 住民基本ネットワークシステム	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3入手した特定個人情報が入り不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(変更) ②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手	(変更) ②国税庁、他自治体からの入手 (追加) ③住民基本ネットワークシステムからの入手 正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられている。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク4入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタから本府までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 一括提供データが保管された磁気ディスクについては、ラベルを貼る等他の時期ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫に保管することとしている。	②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する場合は收受時に受付印の押印や受領記録を残すとともに、府税において入手すべき情報であるかを確認する。なお、国税連携システムによる入手の場合は、国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタから本府までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 削除	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、「職員認証・権限管理機能」によりアクセス制御・各種認証を実施しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な無い情報との紐付けは不可能である。	—	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		(追加) ・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ・業務端末から税業務とは関係のない庁内・庁外その他システムに直接アクセスできないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p><税務情報システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務情報システムへのアクセスについては、ファイアウォールを設置しアクセスを制限している。 ・税務情報システムへのログインIDは、端末へのログインIDとは別に、税務職員のみを設定する。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムについては、担当室課の長が指定する操作者に対し、システム管理者(市町村課長)が照合ID、照合情報(生体認証)を登録し、操作権限を付与することでユーザを管理している。 	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務情報システムのユーザIDは、税業務従事者(職員及び委託業務従事者)のみに発行する。 ・税務情報ネットワークに接続する端末は、二要素認証(ID及びパスワードによる認証並びに生体認証)を実施する。業務端末においては、税業務に従事する所属及び委託先のみ、ログイン可能となっている。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけに、アクセスすることができるよう制御している。 ・ユーザIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムについては、担当室課の長が指定する操作者に対し、システム管理者(市町村課長)が照合ID、照合情報(生体認証)を登録し、操作権限を付与することでユーザを管理している。 	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	<p>< 税務情報システム ></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員については、定期異動時に人事課から入手する異動情報から、税務システムにログイン可能な職員情報(所属情報等から選別)をシステムで取り込むことによりログインIDを一括更新している。また、定期異動以外の時期に異動があった場合は、オンライン画面にてシステム管理者によりユーザ管理情報を更新する。 <p>< 住民基本台帳ネットワークシステム ></p> <ul style="list-style-type: none"> 登録された住民基本台帳ネットワークシステム操作者の異動や退職等が発生した際は、大阪府本人確認情報利用事務実施要領において、担当室課の長がアクセス権限の返却、発効申請等を行い、管理簿により管理することとしている。 	<p>< 税務情報システム(国税連携システム含む) ></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員については、定期異動時に人事課から入手する異動情報から、税務システムにログイン可能な職員情報(所属情報等から選別)をシステムで取り込むことによりユーザIDを一括更新している。また、定期異動以外の異動が発生した場合は、システム管理者によりユーザ情報を登録又は更新する。 委託業務従事者については、着任又は離任の際に、委託担当者(職員)により税務情報システムのユーザ情報を登録又は更新する。 業務端末のユーザIDは、職員については人事情報と連動して更新される。税所属から転出する場合は、自動的に生体認証情報が削除される。委託業務従事者については、離任時にIDを削除する。 <p>< 住民基本台帳ネットワークシステム ></p> <ul style="list-style-type: none"> 登録された住民基本台帳ネットワークシステム操作者の異動や退職等が発生した際は、大阪府本人確認情報利用事務実施要領において、担当室課の長がアクセス権限の返却、発効申請等を行い、管理簿により管理することとしている。 	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<p><税務情報システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限は職務の違いで割り当て、アクセス権限毎にメニュー表示内容や操作権限を設定している。 ・ユーザ管理情報はオンライン画面にて限定されたシステム管理者により常時確認及び更新可能とすることで、当該管理の適正性についてチェックしている。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの操作者を記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。 	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのアクセス権限は職務に応じて割り当て、アクセス権限毎にメニュー表示内容や操作権限を設定している。 ・システムのユーザ情報はオンライン画面にてシステム管理者、委託担当者(職員)、運用管理担当者により常時確認及び更新可能とすることで、当該管理の適正性についてチェックしている。 ・業務端末のユーザIDは、職員については人事情報と連動して管理されており、更新及び失効が漏れなく実施されている。委託業務従事者については、従事者名簿と突合することで、IDの棚卸を実施している。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの操作者を記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。 	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<p><税務情報システム></p>	<p><税務情報システム(国税連携システム含む)></p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	住民基本台帳システム	住民基本台帳ネットワークシステム	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<税務情報システム> ・業務外利用の禁止等の個人情報の保護に係る研修を最低でも年1度開催し、個人情報保護を徹底する。	<税務情報システム(国税連携システム含む)> ・業務外利用の禁止等の個人情報保護に係る研修を年1度開催し、業務外利用の禁止等を徹底する。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税務情報システム端末においては、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等について利用制限している。 ・受託業者に対しては、委託契約書において個人情報の取扱いについて明記し、府の承諾なしに複製または複製をすることを禁止している。 ・バックアップした媒体は、施錠保管している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務情報ネットワークに接続する端末においては、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等の利用を制限している。 ・税務情報ネットワークは、インターネットへの接続を遮断しており、外部へのデータアップロード及び外部からのデータダウンロードを制限している。 ・税務情報システムにおいて、特定個人情報ファイルを参照・更新等する際の操作ログを取得している。 ・受託業者に対しては、委託契約書において個人情報の取扱いについて明記し、府の承諾なしに複製または複製をすることを禁止している。 ・システム運用受託者の業務エリアでは、予め定められた本番アクセス用端末以外は本番環境に接続できないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。 ・システム運用及び開発業務については、原則管理区域内での作業とし、開発業務等で止むを得ず管理区域外で作業する際であっても、特定個人情報ファイルを含む本番データの複製の持ち出しは禁止している。 ・管理区域内においてシステム運用及び開発業務で用いる端末は、業務に用いなくなったときは、復元不可能な手段で全データを消去することとしている。 ・バックアップした媒体は、施錠保管している。 	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(変更) 委託業者の選定を行う際は、業者の個人情報適正管理体制等を確認し、特定個人情報の保護を適切に行なうことができるかどうか確認する。なお、契約に当たっては、契約書中に個人情報取扱特記事項を記載し、適正に特定個人情報を取り扱われるようにする。	(変更) 委託業者の選定を行う際は、作業責任者の届出や作業従事者への個人情報保護に関する教育の実施といった委託業者における個人情報適正管理体制等を確認し、特定個人情報の保護を適切に行なうことができるかどうか確認する。なお、契約に当たっては、契約書中に個人情報取扱特記事項を記載し、適正に特定個人情報を取り扱われるようにする。 (追加) 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		(追加) ・閲覧にはID、PWの設定を必要としている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させ、随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行う。	・委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項において、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させ、随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行う。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	委託契約書中に、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定めている。	・個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定めている。 ・委託先に対して、実地監査、調査等を行うことができる規定を定めている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	<p>・業務の一部再委託を認める場合、委託先(受注者)に対して以下の条件を付している。</p> <p>①委託先(受注者)は、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>②委託先(受注者)は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>③委託先(受注者)は、再委託先に対して、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p>	<p>契約書において、委託先(受注者)は、委託元に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする、との条件を付している。</p> <p>また、契約書において、業務の一部再委託を認める場合、委託先(受注者)に対して以下の条件を付している。</p> <p>①再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>②委託先(受注者)は、再委託先に対して、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1不正な提供・移転が行われるリスク 具体的な方法	番号法第19条第8号、同施行令第23条	番号法第19条第9号、同施行令第22条	事後	法令改正への対応
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・府税にかかる情報を他自治体等に提供する際には、複数の職員による確認を行っている。	・府税にかかる情報を他自治体等に提供する際には、担当職員が提供の相手方及び提供にかかる特定個人情報の内容を確認し、担当職員以外の職員が再度確認を行っている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[O]接続しない(入手)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><税務情報システムにおける措置></p> <p>①サーバ等設置施設におけるICカードによる入退室の管理。</p> <p>②停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等無停電電源装置等を接続。</p> <p>③火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設にN2ガス消火設備を完備。</p> <p>④地震によるデータの破損を防ぐため、免震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置。また、サーバラックは免震装置の上に設置。</p> <p>⑤パソコン、紙媒体等の盗難を防ぐため、職員不在時には執務室内を施錠して管理。</p>	<p><税務情報システムにおける措置></p> <p>・税務情報システムのサーバ機器等は庁舎内のマシン室に設置し、入退室をICカード認証により厳重に管理している。入退室用ICカードは、システム運用業務従事者に発行している。</p> <p>・システム運用業務従事者以外の者が、マシン室等管理区域へ入退室をする際は、入退室管理簿に所属、氏名、入退室時刻等の記載を求めるとともに、データの漏えい防止のために、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持込みがないかを確認する。</p> <p>・災害によるデータの破損及び消失を防ぐために、システム及び業務データは、定期的に外部記憶媒体にバックアップデータを保存し、これを施錠されたケースに入れて、遠隔地に搬送し保管している。</p> <p>・火災によるデータの消失を防ぐため、マシン室にN2ガス消火設備を完備している。</p> <p>・地震によるデータの破損及び消失を防ぐため、耐震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置している。また、サーバラックは免震装置の上に設置している。</p> <p>・業務端末の盗難を防ぐため、業務端末を利用しないときは、キャビネットに施錠保管し、施錠保管が困難である場合は、セキュリティワイヤーにより机等に固定する。</p> <p>・電子記録媒体を廃棄する際は、復元不可能な手段を採用する。</p> <p>・廃棄、消去した際は、廃棄記録を残し、業者に委託した場合は、証明書により確認する。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<紙媒体における措置> ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 ・申告書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受ける。	<紙媒体における措置> ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 ・申告書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受け、溶解処理に際しては職員が立ち会う。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	<p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行っている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 削除 ＜紙媒体における措置＞ ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 ・保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受ける。 ＜国税連携システムにおける措置＞ ・受信サーバはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとし、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持込みがないかを確認する。 ・地方税共同機構が定めた手順によって削除・廃棄を行い、記録の保存を行う。 ＜住民基本台帳ネットワークシステム＞ 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において以下の措置を講じている。 ・帳票は、課税資料、滞納整理ファイル等に一件書類として編綴し、施錠可能な保管庫にて保管するなど利用事務に携わる者以外の者が当該帳票を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行っている。 ・帳票(複製、複写、書き写し等をしたものを含む。)については、シュレッダーで裁断、または溶解する等により帳票の内容が識別できないようにして消去し、廃棄することとしている。 ・情報を記録した磁気ディスクについては、ラベルを貼る等他の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫にて保管している。 ・磁気ディスクを廃棄する場合には、物理的粉砕によって行っている。 ・廃棄・消去した際は廃棄記録を残す</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>< 税務情報システムにおける措置 > ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新による不正プログラム対策及びファイアウォールによる不正アクセス対策。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ③端末機については、不要な外部媒体等の使用を制限している。</p> <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ①「職員認証・権限管理機能」によるアクセス制御・各種認証、ファイアウォールによる通信の制御を行う。 ②業務システム及び中間サーバーとの通信を暗号化することにより、安全性を確保する。 ③脆弱性への攻撃に対する未然防止策を講じるとともに、運用期間を通じて継続的な対応を行う。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>< 税務情報システムにおける措置(国税連携システム含む) > ・ウイルスの感染又はマルウェアの活動を防止するために、端末及びサーバにウイルス対策ソフトを導入している。 ・税務情報ネットワークは、インターネットへの接続を遮断しており、外部へのデータアップロード及び外部からのデータダウンロードを制限している。これにより外部からの不正アクセスを防止している。 ・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ・業務端末から税業務とは関係のない庁内・庁外その他システムに直接アクセスできないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。 ・端末及びサーバに導入されたソフトウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・税務情報ネットワークに接続する端末においては、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等の利用を制限している。</p> <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 削除 < 住民基本台帳ネットワークシステム > ・税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、業務上必要のない本人確認情報を検索・抽出し、ディスプレイ上に表示しない等の対策を取っている。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	1. ホームページ上に添付されていたパワーポイント・エクセル形式のファイルの中のグラフ・表上で一定の操作を行うと個人情報が記載されたデータが表示される状態となっていた。判明後直ちに当該ファイルを削除した。 2件 16, 059名分 2. アンケート調査結果のホームページにリンクされていたエクセル形式のファイル中の表に、個人情報が記載されたデータが閲覧可能な状態となっていた。判明後直ちに該当のエクセルファイルを削除した。 136名 3. 講習会修了証の交付の際に、受講申込者一覧表を収めたファイルを紛失した。その後、受講者に電話で確認を行い、当該ファイルを誤って持ち帰った受講者を発見し、受講者の自宅を訪問し当該ファイルを回収した。 546名分 4. システム更新業務委託の成果品として納品された個人情報が記録されたノートパソコン等が入ったパソコンケースをシステム運用に備え、物品倉庫で一時保管していたところ、所在不明となっていることが判明した。物品倉庫や執務室等を搜索したが発見されず、警察に被害届を提出した。 2, 182名分 ※府税の賦課徴収関係事務で発生した事故ではない。	①講座終了後に、参加予定者一覧表を紛失した。講座の委託業者が誤って受講者に書類と共に参加予定者一覧表を渡してしまったことが判明し、受講者から回収した。(219名分) ②倉庫に保管していた職員の個人情報を含む書類を委託業者が誤って廃棄した。(17903名分) ③ホームページに掲載したエクセルデータに個人情報が記載されたシートが添付されていた。閲覧者からの指摘による判明後、直ちに当該エクセルデータを削除した。(329名分) ④電子メールを送信する際、「BCC」欄にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し、メールアドレスが互いに見える状態で送信してしまった。(192名分) ※府税の賦課徴収関係事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。	事後	評価再実施段階で過去3年以内の情報に更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	1・2. ホームページにグラフ等を掲載する場合は画像データで貼り付ける、ホームページ作成時に複数人で確認するなど、具体的な注意事項を各所属に周知した。 3. 本業務に従事する職員に対し、関係書類の厳重管理について注意喚起を行った。また、業務実施の際に不必要な書類等が紛れていないか職員が十分確認すること等を徹底した。 4. 倉庫への出入り・物品管理を厳格化し、物品倉庫の鍵を金庫で保管することとし、また、個人情報の取り扱いルールと管理を再度徹底した。	①持ち出した個人情報は、ファイルに綴じ込む等他の書類と紛れないよう徹底した。 ②委託業者が入室可能な倉庫に、府の書類を置かないよう管理した。 ③ホームページにデータを掲載する際は、新しいファイルに添付する等した上で、複数の職員で確認した。 ④安心一斉送信システムを活用するとともに、送信前に別の職員によるチェックを徹底した。	事後	評価再実施段階で過去3年以内の情報に更新
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2特定個人情報 が古い情報のまま保管される リスク リスクに対する措置の 内容	< 税務情報システムにおける措置 > 税務情報システムにおける宛名情報は随時最新の情報に更新する。 < 団体内統合宛名システムにおける措置 > 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。	< 税務情報システムにおける措置(国税連携システムにより入手した情報を含む) > 税務情報システムにおける宛名情報は随時最新の情報に更新する。 < 団体内統合宛名システムにおける措置 > 削除	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却又は溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、職員がシュレッダーによる裁断、あるいは外部委託業者が焼却又は溶解処理を行う。なお、焼却又は溶解処理による場合は、職員が立ち会う。外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、物理的破壊又は専用ソフトの利用等により情報を復元できないよう処理を行う。	サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、復元不可能な手段を採用する。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p>< 税務情報システムにおける措置 > 評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p>< 国税連携システムにおける措置 > 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>< 住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 > 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、システムの利用に関し、セキュリティ点検記録簿等を備え付け、定められた点検項目に関して、適切に住民基本台帳ネットワークシステムが利用されていることを確認することとしている。</p>	<p>< 税務情報システムにおける措置 > 評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回担当部署内でチェック表を用いて自己点検を実施する。</p> <p>< 国税連携システムにおける措置 > 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、担当部署において自己評価を実施している。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 削除</p> <p>< 住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 > 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、システムの利用に関し、セキュリティ点検記録簿等を備え付け、定められた点検項目に関して、適切に住民基本台帳ネットワークシステムが利用されていることを、利用者が確認することとしている。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p>< 税務情報システムにおける措置 > 評価書の記載内容どおりに運用がなされているか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>< 住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 > 大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領において、システム管理者(市町村課長)は、必要に応じて、住基ネットを利用する所属において実施した不要な検索の有無の確認その他の情報セキュリティに関する点検の内容を検査するものとしている。</p>	<p>・個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づき、特定個人情報の管理状況について、個人情報取扱事務総括者が定期的に監査を実施しつつ、必要に応じて随時に実施する。</p> <p>・情報セキュリティに関する基本要綱に基づき、セキュリティポリシーの遵守状況について、評価の実施を担当する文書とは異なる部署が、必要に応じて随時に監査を行う。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 >削除 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領において、システム管理者(市町村課長)は、必要に応じて、住基ネットを利用する所属において実施した不要な検索の有無の確認その他の情報セキュリティに関する点検の内容を検査するものとしている。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	IVその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><大阪府における措置></p> <p>①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。</p> <p>②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。</p> <p>③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる</p> <p><国税連携システムにおける措置></p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会が実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置></p> <p>操作者登録の際に、登録に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修内容の確認テストに合格した者を登録している。</p>	<p><大阪府における措置></p> <p>①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を毎年受講させている。未受講者に対しては受講者から内容の伝達を受けるように周知している。</p> <p>②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。</p> <p>③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。</p> <p><国税連携システムにおける措置></p> <p>地方税共同機構が実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>>削除</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置></p> <p>操作者登録の際に、登録に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修内容の確認テストに合格した者を登録している。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	V開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	府税の徴収事務、個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、軽油引取税の課税事務、府たばこ税の課税事務、鉦区税の課税事務、自動車税の課税事務、自動車取得税の課税事務、府税の収納・還付及び納税証明事務、ゴルフ場利用税の課税事務、狩猟税の課税事務	府税の徴収事務、個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、軽油引取税の課税事務、府たばこ税の課税事務、鉦区税の課税事務、自動車税の課税事務、府税の収納・還付及び納税証明事務、ゴルフ場利用税の課税事務、府民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税事務、宿泊税の課税事務 ・狩猟税の課税事務(削除) ・宿泊税の課税事務(追加) ・府民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税事務(追加) ・自動車取得税の課税事務(削除)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	VI評価実施手続 2国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	大阪府パブリックコメント手続実施要項に基づき実施	大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施	事後	文言の修正
令和2年5月28日	VI評価実施手続 2国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年3月25日から30日間	令和元年12月20日から31日間	事後	評価の再実施にあたっての修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	VI評価実施手続 2国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし。	自己点検は半年に1回にすべき。 【回答】 大阪府では定期的な自己点検として、特定個人情報保護評価書の記載内容どおりの運用がされているかについて、年1回チェックを実施しているところですが、今後も必要に応じ自己点検を行い、特定個人情報を適正に取扱ってまいります。	事後	評価の再実施にあたっての修正